

令和7年3月市議会定例会議

# 建設水道常任委員会説明資料

議案第33号	松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件（所管分）	・・・	2
議案第36号	福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例制定の件	・・・	4
議案第37号	福島市環境審議会条例の一部を改正する条例制定の件	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
議案第18号	令和6年度福島市一般会計補正予算（第10号）（所管分）	・・・・・・・・・・・・・・・・	15

環 境 部

議案第33号 松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件（環境部所管分）  
福島市健康福祉センター条例（平成3年条例第9号）の一部改正

議案書  
P120～P124

1 条例の概要

ヘルシーランド福島の設置条例として、設置目的や事業内容をはじめ、開館日、開館時間、利用料金などの管理運営に関する事項を規定するもの。

2 改正の趣旨

福島市立松陵義務教育学校の設置に伴い、本市の条例中、小中学校に関する定義規定を有する関連条例を、統一表現により一括整理するため、福島市健康福祉センター条例において所要の改正を行うもの。

3 改正の内容

「義務教育学校」に加え、現行の学校制度に基づく「中等教育学校」「特別支援学校」に関する定義規定を新たに追加するもの。

4 条例施行予定日

令和7年4月1日

5 新旧対照表

改正後	改正前		
<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="315 360 1113 408"><tr><td>表（略）</td></tr></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 小学校（<u>義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。</u>）就学前の者の使用料は、無料とする。</li><li>2 専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。</li><li>3 <u>別表中、小学生とは、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部に就学する者をいう。</u></li><li>4 <u>別表中、中学生とは、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に就学する者をいう。</u></li></ol>	表（略）	<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1144 360 1942 408"><tr><td>表（略）</td></tr></table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 小学校就学前の者の使用料は、無料とする。</li><li>2 専用使用者が入場料を徴収する場合の専用使用料は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。</li></ol> <p>(新)</p> <p>(新)</p>	表（略）
表（略）			
表（略）			

# 議案第 36 号 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例制定の件

## 1 条例の概要

公共の利益を守る観点から、太陽光・風力発電施設それぞれの設置禁止区域を設定するとともに、設置禁止区域以外では許可制を導入し、許可事業者の適切な管理を義務化するなど、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理等を規定する。

## 2 制定の趣旨

景観の悪化や災害の発生が危惧される山地等へのメガソーラーの建設が相次いだことを受けて、「ノーモアメガソーラー宣言」や太陽光ガイドラインの改正などにより、太陽光発電施設に対する設置抑制の取り組みを段階的に強化してきたが、山地等への設置を目指す動きは絶えず、景観の悪化や安心安全に対する市民の懸念や不安が高まっている状況にある。

このことから、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的として本条例を制定する。

## 3 条例の内容

別紙参照

## 4 条例施行予定日

令和7年4月1日

# 福島市再生可能エネルギー発電施設の 適切な設置及び管理に関する条例案の概要

# 条例案の概要（基本的事項）

## 1. 前文

福島市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の状況やノーモア メガソーラー宣言の趣旨を踏まえた前文

## 2. 目的（第1条）

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進すること

## 3. 対象となる再生可能エネルギー発電施設（第2条）

### (1) 太陽光発電施設

出力10kW以上の太陽光発電施設 及び 附帯設備

※適用除外：建築物に設置されるもの

工場立地法に基づき設置される環境施設 等

### (2) 風力発電施設

風力発電施設 及び 附帯設備

※適用除外：建築物に設置されるもの 等

## 4. 市の責務（第3条）

- ・ 条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずる
- ・ 再生可能エネルギー発電施設の設置が市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、目的達成のため周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講じる

## 5. 発電事業者の責務（第4条）

- ・ 関係法令及びこの条例を遵守する
- ・ 災害の防止、自然環境及び景観の保全ために必要な措置を講じるよう努める
- ・ 近隣住民等との良好な関係を構築するよう努める
- ・ 苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもって解決するよう努める

## 6. 禁止区域（第5、6条）

補足資料①

- ・ 再生可能エネルギー発電施設を設置してはならない区域

## 7. 費用の確保（第9条）

- ・ 発電事業者は、①、②の費用を確保しなければならない  
①再生可能エネルギー発電施設の維持管理に要する費用  
②再生可能エネルギー発電施設の撤去及び廃止に要する費用

## 8. 再生可能エネルギー発電施設の設置許可（第10条、第11条）

- ・ 禁止区域等以外の区域では発電施設の設置許可制を導入し、許可基準のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない

## 9. 審議会への諮問（第34条）

- ・ 市長は、必要と認める場合は、福島市環境審議会に諮問し、意見を聴くことができる

## 10. 手数料（第35条）

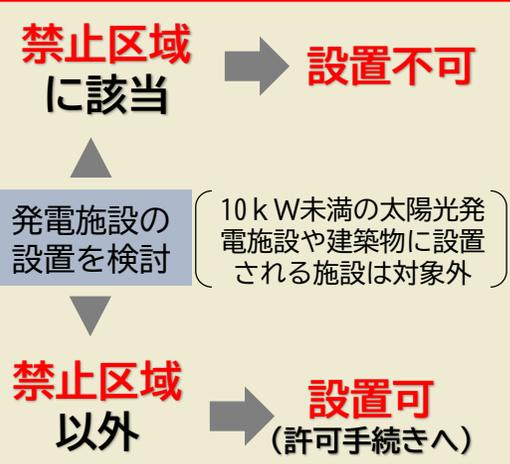
※開発許可申請手数料を参考に設定

- ・ 設置許可又は変更許可を受けようとする場合、申請の際に手数料を納付しなければならない

設置許可申請	事業区域面積に応じて 13,000円～480,000円
変更許可申請	面積見合いで算定 ほか

# 条例案の概要(再生可能エネルギー発電施設の設置～廃止の流れ)

## 許可手続き等 【事前協議～設置許可まで】



**事前協議**  
設置許可申請をしようとする発電事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置計画概要を市長に提出し、事前協議しなければならない (第7条)

**近隣住民等への説明・意見の聴取**  
①発電事業者は、事前協議完了後に設置計画概要を公表し、その翌日から14日以降に近隣住民等に対し説明会を開催  
②近隣住民等は、説明会が終了した日の翌日から30日を経過するまでの間、発電事業者に対し意見書を提出  
③発電事業者は、近隣住民等の意見に対し、必要に応じて協議し、誠実に回答  
④発電事業者は、③による協議と回答内容を市長に提出 (第8条)

**設置許可申請**  
設置許可を受けようとする発電事業者は、意見に対する回答内容を市長に提出してから1年以内に許可申請 (第10条)

**設置許可**  
市長は、許可基準の全てに該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない  
※災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付することができる (第11条)

**変更許可 (第17条)**  
(軽微変更は届出)  
地位の承継等 (第26条)

## 【設置許可後～廃止等まで】

**標識の設置**  
設置許可を受けた発電事業者(許可事業者)は、許可事業の廃止までの間、事業区域において公衆の見やすい場所に標識を設置 (第12条)

**工事着手～完了検査**  
①設置工事着手の届出 (第14条)  
施設の設置工事に着手する14日前までに届出  
②設置工事完了の届出 (第15条)  
施設の設置工事を完了後14日以内に届出  
③設置工事完了の検査 (第16条)  
造成等が完了したとき、及び、設置工事の全てが完了した時期に市の検査を受ける (→市から検査結果を許可事業者へ通知)

**定期報告 (毎年度)**  
許可事業者は、許可事業を廃止するまで、①～③を市長に報告  
①施設の前年度の維持管理の状況  
②施設の撤去費用の確保の状況  
③許可基準及び許可条件に適合している状況 (第19条)

**撤去～原状回復**  
①撤去開始の届出 (第22条)  
撤去日の30日前までに届出  
②撤去完了の届出 (第23条)  
撤去完了後30日以内に届出  
③許可事業廃止の届出 (第24条)  
④原状回復の努力義務 (第25条)

その他

- (1) 施設の管理：維持管理及び保守点検(第20条)、事故等の報告(第21条)、報告の徴収(第27条)、立入検査(第28条)
- (2) 指導、措置命令、公表など：指導及び助言(第29条)、勧告(第30条)、措置命令(第31条)、違反事実の公表等(第32条)、許可の取消し(第33条)
- (3) 情報の開示など：関係書類の保存及び閲覧(第13条)、非常時の連絡先の公表(第18条)、指定する情報の開示(第36条)
- (4) その他：国又は地方公共団体の特例(第37条)、条例施行前の既存発電施設に関する届出(附則) など

補足資料②

太陽光発電施設の禁止区域

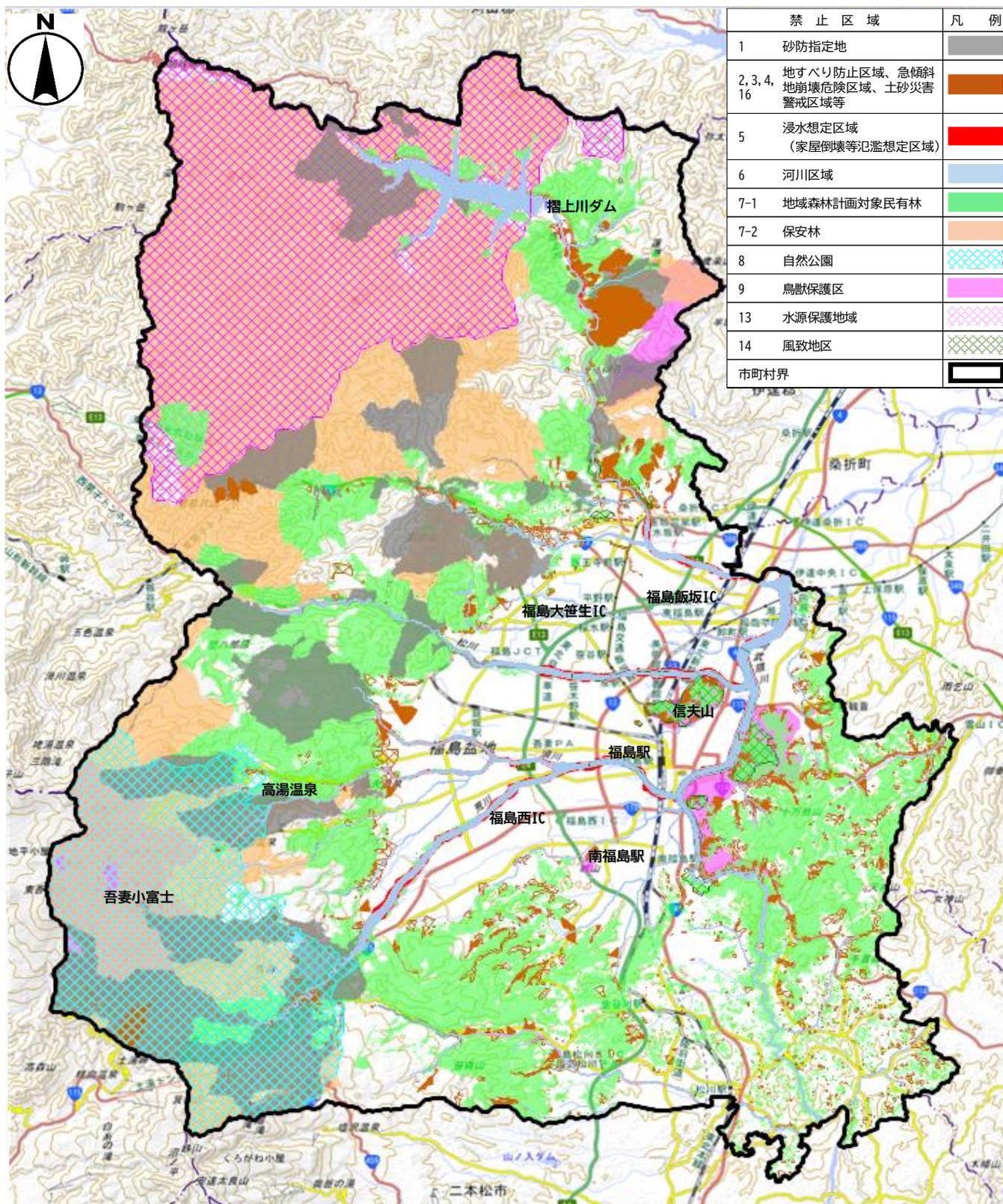
太陽光 発電 施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法
	6	河川区域	河川法
	7	地域森林計画対象民有林・保安林	森林法
	8	自然公園	自然公園法
	9	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	10	国指定重要文化財等の建造物、国指定史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法
	11	県指定重要文化財の建造物、県指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県文化財保護条例
	12	市指定有形文化財の建造物、市指定史跡名勝天然記念物の区域	福島市文化財保護条例
	13	水源保護地域	福島市水道水源保護条例
	14	風致地区	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例
	15	特に景観を保全することが必要な区域として別に定める区域	—
	16	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—

風力発電施設の禁止区域

風力 発電 施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	6	水源保護地域 同地域境界から風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	福島市水道水源保護条例
	7	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—

補足資料①

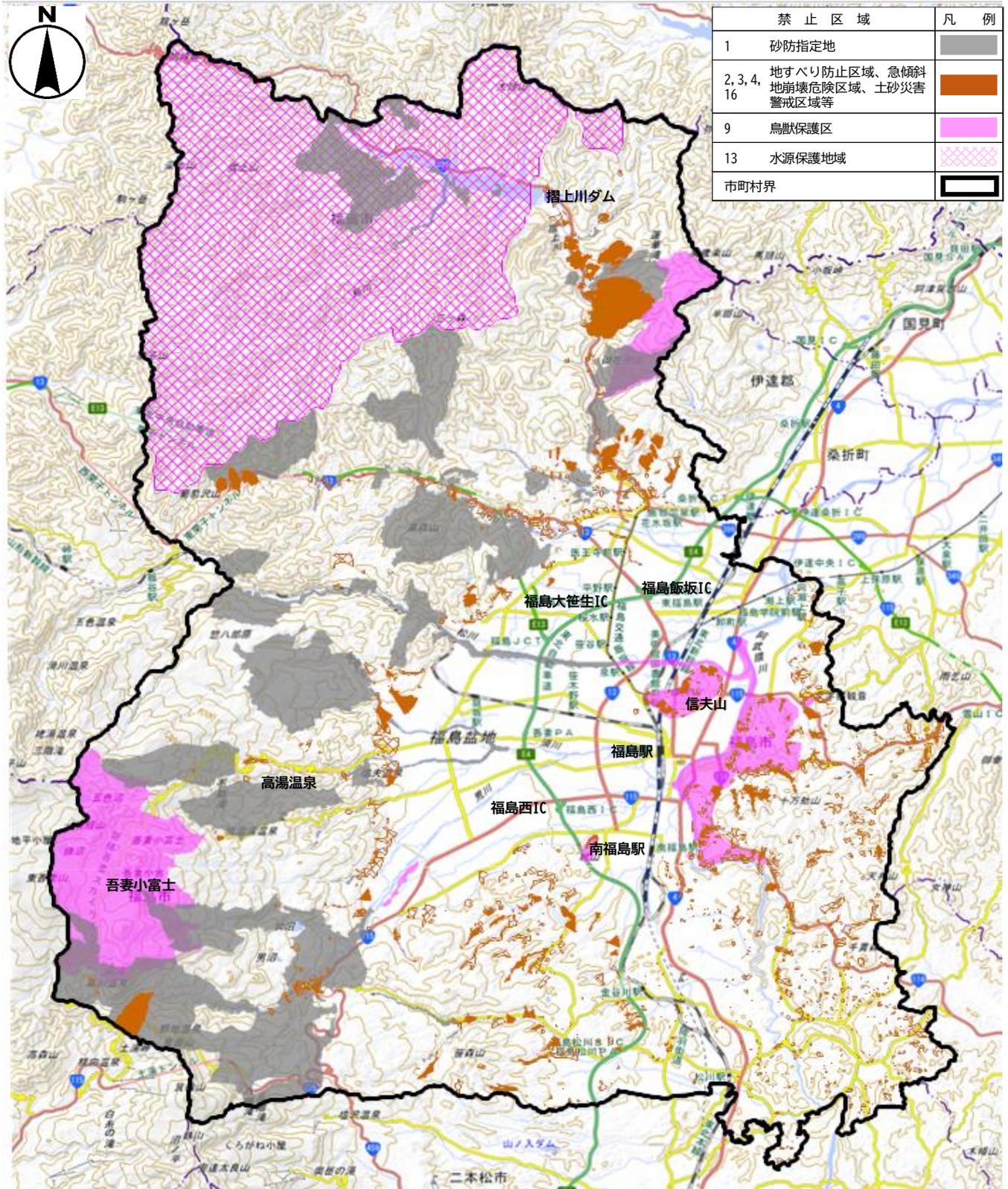
1. 太陽光発電施設の禁止区域



この地図は地理院タイルを使用して作成しました  
 (禁止区域は、令和7年3月6日時点の情報をもとに示しています)

補足資料①

2. 風力発電施設の禁止区域



この地図は地理院タイルを使用して作成しました  
(禁止区域は、令和7年3月6日時点の情報をもとに示しています)

補足資料②

既存発電施設に対する規制の範囲

○条例施行日前に設置済み、または工事中の既存発電施設(既存事業者)に対し本条例の適用が及ぶ範囲

顧問弁護士からの助言

- ・「法の不遡及の原則」により、本条例を遡及して適用することは困難
- ・既存事業者に対し、条例施行後の事象に対する義務を課すことは合理的な範囲で可能

既存事業者の義務	①	施行後半年以内に既存施設の届出【附則3】
	②	既存施設に変更があった場合は30日以内に届出【附則4】
	③	地位の承継の届出【附則5、6】
	④	令和7年内の標識の設置【附則7】
	⑤	非常時連絡先の公表【附則8】
	⑥	土砂の流出等が発生しないよう、適正な維持管理【附則9】
	⑦	維持管理状況の定期報告【19条】
	⑧	事故・災害発生時の復旧義務【21条】
	⑨	事故・災害発生時の報告義務【21条】
	⑩	発電施設撤去時に30日前までの届出【22条】
	⑪	発電施設撤去後に30日以内に届出【23条】
	⑫	発電事業廃止の届出【24条】
	⑬	廃止後の原状回復の努力義務【25条】
	⑭	工事進捗や稼働状況に係る情報開示の努力義務【36条】
既存事業者への市の権限	⑮	報告の徴収【27条】
	⑯	立入検査【28条】
	⑰	指導及び助言【29条】
	⑱	定期報告・維持管理・事故の報告・資料の提出等をしない場合の勧告【30条】
	⑲	勧告に従わない場合の措置命令【31条】
	⑳	措置命令に従わない場合の違反事実、氏名、住所の公表等【32条】
	㉑	必要と認める場合は、福島市環境審議会に諮問【34条】

## 1 条例の概要

環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき福島市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置し、審議会は、環境の保全及び創造に関する事項などについて、市長の諮問に応じて調査審議する旨を規定する。

## 2 改正の趣旨

(1) 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例 第34条の規定（審議会への諮問）

① 許可・不許可等の行政処分を行うに当たり、より専門的な見地からの判断が必要となる。

(2) 環境行政を取り巻く情勢の変化への対応

① 気候変動問題やごみ問題などの顕在化してきた課題に加えて、社会情勢の目まぐるしい変化に伴う新たな課題にも対応していく必要がある。

② 環境基本計画及び脱炭素社会実現実行計画について、令和7年度中の改定を進めている。

## 3 主な改正内容

### 審議会

(1) 環境審議会委員の増員

（改正前）12人以内 （改正後）15人以内 ※資源循環分野、運輸分野、森林分野の委員の増員を想定

(2) 審議事項の追加

「再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関すること」を加える。

### 専門部会（新設）

(1) 組織

専門的な事項を調査審議するため、複数の専門部会を置くことができる。

① 専門部会委員7人以内で組織

② 審議会委員、学識経験のある者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱（任期2年以内）

(2) 審議事項

審議会から依頼を受けて、各部会に係る専門的な事項について調査審議・報告を行う。

#### 4 条例施行予定日

令和7年4月1日

#### 5 附則による条例改正

専門部会委員への報酬を支給するため、附則により、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）を改正するもの。（環境審議会委員同様、報酬額8,000円）

#### 6 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4） 再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関すること</u></p> <p><u>（5）（略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（専門部会）</u></p> <p>第6条 審議会は、専門的な事項を調査審議させるため、複数の専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p><u>（4）（略）</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>（1）（略）</p> <p><u>（2） 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>（3）（略）</u></p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（会議）</u></p> <p>第6条 審議会の会議は、会長が招集する。</p>

改正後	改正前
<p>2 審議会は、その定めるところにより、審議会の議決を経ずに部会に調査審議させることができる。</p> <p>3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。</p> <p>4 部会は、専門部会委員（以下「部会委員」という。）7人以内で組織する。</p> <p>5 部会委員は、委員、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>6 部会委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>7 部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（専門部会長）</p> <p>第7条 部会に専門部会長（以下「部会長」という。）を置き、会長の指名する委員をもって充てる。</p> <p>2 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</p> <p>3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会及び部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>（特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）</p> <p>2 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表環境審議会委員の項中「環境審議会委員」の次に「及び専門部会委員」を加える。</p>	<p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 会長は、審議会の会議の議長となる。</p> <p>4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。</p> <p>（委任）</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>

※条例の施行について必要な事項は、新たに設ける「福島市環境審議会条例施行規則」に委任する。

議案第18号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第10号）（所管分）

1 歳入歳出予算補正

（ 歳 入 ）

（単位 千円）

補正予算 説明書頁	款	項	目	節	補正額	説 明								
11	17 県支出金	1 県負担金	3 災害復旧費 県負担金	1 原子力災害復旧費負担金	△ 225,000	<p>○ 除染対策事業交付金</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>現計予算</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>698,218</td> <td>△ 225,000</td> <td>473,218</td> </tr> </table> <p>除染事業費の減額に伴い、財源となる交付金を減額する。</p>		現計予算	補正額	補正後	事業費	698,218	△ 225,000	473,218
	現計予算	補正額	補正後											
事業費	698,218	△ 225,000	473,218											
計					△ 225,000									

（ 歳 出 ）

（単位 千円）

補正予算 説明書頁	款	項	目	細 目	補正額	財 源 内 訳			説 明								
						特 定 財 源				一般財源							
						国県支出金	地方債	その他									
15	4 衛生費	1 保健衛生費	7 環境衛生費	環境衛生諸費	386,051				<p>○ 環境基金積立金</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>現計予算</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>511</td> <td>386,051</td> <td>386,562</td> </tr> </table> <p>環境保全や廃棄物の減量化、また、環境関連施設の整備を行うことを目的とする環境基金について、今年度のあらかわクリーンセンターの資源物売却収入の5割程度及び余剰電力売電収入の全額に相当する額に、施設整備への充当分を上乗せし積み立てる。</p>		現計予算	補正額	補正後	事業費	511	386,051	386,562
	現計予算	補正額	補正後														
事業費	511	386,051	386,562														
17	11 災害復旧費	1 原子力災害 復旧費	1 原子力災害 復旧費	除染事業費	△ 225,000	県支出金 △ 225,000			<p>○ 仮置場返還等推進事業費</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>現計予算</td> <td>補正額</td> <td>補正後</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>700,000</td> <td>△ 225,000</td> <td>475,000</td> </tr> </table> <p>事業の進捗に伴い、除去土壌の搬出及び仮置場の原状回復工事に係る経費を減額する。</p>		現計予算	補正額	補正後	事業費	700,000	△ 225,000	475,000
	現計予算	補正額	補正後														
事業費	700,000	△ 225,000	475,000														
計					161,051	△ 225,000	-	-	386,051								

2 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	資源化工場維持補修事業	9,658
11 災害復旧費	1 原子力災害復旧費	仮置場返還等推進事業	85,000